

# 南あわじ市立辰美小学校いじめ防止基本方針

南あわじ市立辰美小学校 H29.12月改訂

## 1 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」とする。

## 2 いじめについての基本的な認識

- (1) いじめはどの子どもにもどの学校でも起こり得るものである。
- (2) いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- (3) けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もある。
- (4) 嫌がらせやいじめる等、多くの児童生徒が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
- (5) 暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより生命、身体に重大な危険が生じる。
- (6) いじめは、その態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- (7) いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者への転換を促すことが重要である。

## 3 いじめ防止等の指導體制・組織的対応等

いじめについては、「人として許されない行為である」「人権問題である」「どの学校でも、どの児童にも起こり得る」という認識のもと、未然防止・早期発見に努め、早期対応により解消を図る。

いじめのない学校作りを推進するため、以下の体制を構築し取り組む。

### (1) 日常の指導體制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される教育相談体制、生徒指導體制などの校内組織及び連携する関係機関を定める。

また、いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを作成し活用する。

### (2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、多様な取組を体系的・計画的に行うため、未然防止と早期発見に向けた取組、いじめへの対応に係る校内研修など、年間の指導計画を作成する。

### (3)いじめを認知した際の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報を収集・記録し、速やかに事実確認を行う。全教職員で情報を共有し、迅速にいじめの解決に向け、組織的に対応する。

### (4)ネットいじめへの対応・自殺予防

児童・教職員が、インターネットやSNSを通じて行われるネット上のいじめの防止や、効果的な対処について学習する機会を確保し、ネット上のいじめを防止するとともに、効果的に対処できるようにする。

また、自殺予防に積極的に取り組むために、「自殺予防に生かせる教育プログラムの活用」などを活用し、「下地づくりの教育(生命を尊重する教育、心身の健康を育む教育、温かい人間関係を築く教育)」を推進する

## 4 重大事態への対応

### (1)重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより、児童の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける児童の状況で判断する。たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合などのケースが想定される。

「いじめにより、児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」であるが、『相当の期間』については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、事案により校長が判断する。

また、「児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」は、校長が判断し、適切に対応する。

### (2)重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、市教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、「いじめ対応チーム」に専門的知識及び経験を有する外部の専門家を加えた組織で調査し、事態の解決に当たる。

なお、事案によっては、市教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

## 5 その他の事項

本校は、家庭・地域から信頼される学校をめざし、これまでも情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、学校評議委員会、PTA総会、学級懇談会、家庭訪問、個別懇談などあらゆる機会を利用して保護者や地域の理解を得るよう努める。

また、いじめ防止等を実効性の高い取組を実施するため、本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対応チーム」を中心に点検し、必要に応じて見直す。さらに、保護者・地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。